

工事監査結果に係る

措 置 報 告 書

(令 和 7 年 8 月)

羽曳野市監査委員

監査委員告示第4号

工事監査結果に基づき講じた措置の通知の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和7年8月25日

羽曳野市監査委員 谷 干城
羽曳野市監査委員 金銅 宏親

記

1. 通知を行った者の氏名
羽曳野市長 山入端 創
2. 通知を受けた日
令和7年5月23日
3. 措置を講じた所属
下水道部下水道建設課
4. 講じた措置の内容
別紙のとおり

羽下下建第 265 号

令和 7 年 5 月 23 日

羽曳野市監査委員 谷 干 城 様

羽曳野市監査委員 金 銅 宏 親 様

羽曳野市長 山 入 端 創

令和 6 年度随時監査（工事監査）結果に基づき講じた
措置について（通知）

令和 7 年 3 月 26 日付羽監第 10069 号により通知のありました随時監査
（工事監査）の監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、
地方自治法第 199 条第 14 項に基づき通知します。

(1) 工事着工前における調査事項

④ 契約に関係する書類について

指 摘 事 項	
1	最近の公共工事では、特記仕様書に熱中症対策に言及している事例をよく見かけるので、その必要がないか検討されたい。
措 置 内 容	
1	現場工事着手時期を発注時に勘案し、熱中症対策の必要性・特記仕様書への記載を検討します。

(2) 工事着工後における調査事項

① 施工管理に関係する書類について

指 摘 事 項	
1	測量基準点の測量結果を書面で提出させる必要がないか検討されたい。
2	令和6年4月1日より労働安全衛生法による新たな化学物質規制が施行された。当該工事では、該当する建設資材として生コン、アスファルト合材、エスロン（塩ビ管接着剤）を使用していたが、工事請負業者が法令に基づいて必要な事項を実施するよう指導されたい。
3	掘削工事に先立って既設舗装面をカッターで切断していたが、「施工計画書」では切断により発生する切粉はスポンジで吸い取って処理すると記載されていた。工事請負業者が確実に処理したことを写真で確認されたい。
4	塩ビ管の接合は接着剤（エスロン）を使用していたが、接着剤の塗布忘れによる漏水発生事例も報告されているので、接着剤が確実に塗布されたことを写真で確認できるようにしておく必要がないか検討されたい。
措 置 内 容	
1	現場条件に設計図書と差異が生じている場合は、監督員に提出させます。
2	建設資材を確認し、安全データシート（SDS）入手、リスクアセスメント実施、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任と表示等を指導します。
3	写真で確認できるよう指導します。
4	滑剤・接着剤塗布、接合状況等の状況写真を提出するよう指導します。

② 使用材料承諾願及び試験・検査等に関する書類について

指 摘 事 項	
1	使用材料承諾願関係書類において、アスファルト合材や生コンクリートは化学物質含有建設資材のため、申請書類に安全データシート（ＳＤＳ）を添付させる必要がないか検討されたい。
措 置 内 容	
1	各建設資材の有害性を勘案し、添付の必要性について検討します。